

ノアサポートセンターお役立ち情報 <Vol.22>



今回のお役立ち情報は・・・

複数の公費を保険適用する際の優先順位について、ご案内させていただきます。

※V6・V7 をご使用のお客様が対象です。掲載しているシステムの画面イメージは V7 のものですが、V6 でも操作は同様です。

ノアメディカルシステム(株)製品をご利用のお客様向けの情報提供です。患者様への配布や、弊社ユーザー様以外の医療機関関係者のご使用は固くお断りさせていただきます。

公費の優先順位

複数の公費をお持ちの場合、優先順位が高い順に公費を適用する必要があります。

優先順位は厚生労働省通知の「診療報酬請求書等の記載要領」の「調剤報酬明細書に関する事項」により決められています。

別添 2 の別表 1「法別番号及び制度の略称表」に示す順番により、先順位の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に（以下「公費負担者番号①」欄に記載される公費負担医療を「第 1 公費」という。）、後順位の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に（以下「公費負担者番号②」欄に記載される公費負担医療を「第 2 公費」という。）記載すること。

図1「別表1 法別番号及び制度の略称表」より抜粋

区 分		法別番号
戦傷病者特別援護法による	○療養の給付(法第 10 条関係)	13
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による	○認定疾病医療(法第 10 条関係)	18
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による医療の実施に係る医療の給付（法第 81 条関係）		30
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による	○結核患者の適正医療(法第 37 条の 2 関係)	10
障害者総合支援法による	○精神通院医療(法第 5 条関係)	21
	○更生医療(法第 5 条関係)	15
	○育成医療(法第 5 条関係)	16
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による	○一類感染症等の患者の入院(法第 37 条関係) ※公費の記載順については「新型コロナウイルス感染症の治療薬を算定する場合」も同様の取り扱いとする。	28
原爆被爆者に対する援護に関する法律による	○一般疾病医療費(法第 18 条関係)	19
児童福祉法による小児慢性特定疾患医療支援(法第 19 条の 2 関係)		52
難病患者に対する医療等に関する法律による	○特定医療(法第 5 条関係)	54
特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療研究費		51
肝炎治療特別推進事業に係る医療の給付及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る医療費の支給		38
児童福祉法の措置等に係る医療の給付		53
石綿により健康被害の救済に関する法律による医療費の支給(法第 4 条関係)		66
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律第 14 条第 4 項に規定する医療支援給付		25
生活保護法による医療保扶助(法第 15 条関係)		12

高

優先
順位

低

- 保険登録画面では、優先順位の高い公費から公費①、公費②…の順にご登録ください。

図2 保険登録 例) 公費21と公費12をお持ちの場合

	負担番号	受給番号	受給番号(予備)	期限
公費①	21XXXXXX	XXXXXX		年 月 日
公費②	12XXXXXX	XXXXXX		年 月 日

- 別表1(図1)に記載されている公費は国の公費になります。
- 地方自治体の公費(医療費助成)がある場合、優先順位は国の公費＞地方公費(子ども医療、ひとり親、障がい者など)の順になります。
※国公費と地方公費の併用可否はケースバイケースのため、地方公費発行元へご確認をお願いいたします。
※地方公費を複数お持ちの場合、優先順位は各自自治体により異なります。地方公費発行元へご確認をお願いいたします。
※例外として、長崎県の公費86(被爆)と公費12(生保)をお持ちの場合は公費86が優先になります。



ワンポイント 介護保険(居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費)と併用可能な公費は、「19 原爆」「54 難病」「86 被爆」「51 特定疾患」「51 先天性血液」「88 水俣病」「88 メチル水銀」「87 茨城県有機ヒ素」「66 石綿」「25 中国残留邦人」「12 生保」となります。

本資料は制度や仕様の変更などで予告なく変更・削除される場合がございます。

調剤報酬算定や調剤行為ルールの解釈に係る部分につきましては「明文化されていない」「地域ごとの解釈ルールの存在」等により内容の正確性を保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接的に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。予めご了承のほどお願いいたします。



■ 本件についてのお問合先

ノアメディカルシステム株式会社 ノアサポートセンター TEL:092-283-5560

FAX 専用お問い合わせシートもご利用ください。(カスタマーサイトのホーム画面下部よりダウンロードいただけます)